

市第14号議案 横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

<改正理由>

育児を行う職員の仕事との両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、部分休業の制度が拡充されました。これに伴い、横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行います。

1 法改正の概要（地方公務員の育児休業等に関する法律）

(1) 部分休業の取得パターンの追加

現行の1日2時間以内の「第1号部分休業」に加え、1年につき条例で定める時間以内で取得可能な「第2号部分休業」を設け、職員はいずれかを選択して取得可能とする。

(2) 非常勤職員に係る部分休業の対象年齢の引上げ

現行の「3歳に達するまで」から常勤職員と同様に「小学校就学の始期に達するまで」とする。（法律直接適用のため条例対応なし）

2 条例改正の内容

法改正に係る関係規定の整備等を行います。

- (1) 第1号部分休業と第2号部分休業の請求を申し出る期間を年度単位とすること
- (2) 第1号部分休業の取得を勤務時間の始め又は終わりに限る取扱いを廃止し、勤務時間の途中における取得を可能とすること
- (3) 第2号部分休業の年間取得上限時間を10日分とすること
- (4) 第2号部分休業の請求単位を1時間とし、1時間を超える部分は15分とすること
- (5) 年度中に第1号部分休業と第2号部分休業を切り替えることができる特別な事情を、予測不能な事実により子の養育に著しい支障が生じる事情とすること
- (6) 部分休業の考え方を整理し、実際に運用される場面が想定されない部分休業の取消事由を削除する等整理を行うこと

※(3)について、条例施行後の令和7年度（半年間）においては5日分とします。

【参考】部分休業制度の概要（改正後）

取得パターン	第1号部分休業【現行】	第2号部分休業【新規】
1日の上限時間	2時間	なし
年間の上限時間	なし	10日分
取得単位	30分	1時間（1時間超は15分）
勤務時間途中の利用	不可→可能	可能
部分休業の選択	年度単位であらかじめ選択 (予測不能な事実により子の養育に支障が生じる事情がある場合のみ変更可)	

※太字部分が今回改正部分

3 施行期日

令和7年10月1日